

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 122 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 123 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	7

議案第 122 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

多子世帯の負担軽減を図るため、多子世帯に対する認可保育所等
の保育料軽減の算定対象に、認可外保育施設を利用している児童を
追加するために必要な改正を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考6中「前2項」を「前3項」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考5の次に次のように加える。

- 6 この表の3の項から19の項までに該当する教育・保育給付認定保護者に係る政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（同一の世帯に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の届出がされたものに限る。）を利用している当該満3歳未満保育認定子どもより年長の小学校就学前子どもがいる者に限るものとし、前項の規定に該当する者を除く。）に関する保育料は、同表各項の規定にかかわらず、無料とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料（鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第3条第1項に規定する保育料をいう。以下同じ。）及び緊急一時預かり保育（同条例第6条の2第1項に規定する保育をいう。以下同じ。）に係る緊急一時預かり保育料（同項に規定する緊急一時預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料及び緊急一時預かり保育に係る緊急一時預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 123 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年（2024年）2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの期間の第1号被保険者の保険料率等を定めるものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分	割 合	保険料率
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	$\frac{41}{100}$	27,060円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	$\frac{57}{100}$	37,620円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者	$\frac{60.5}{100}$	39,930円
4	令第39条第1項第4号に掲げる者	$\frac{84}{100}$	55,440円
5	令第39条第1項第5号に掲げる者	$\frac{100}{100}$	66,000円
6	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{110}{100}$	72,600円
7	令第39条第1項第7号に掲げる者	$\frac{120}{100}$	79,200円
8	令第39条第1項第8号に掲げる者	$\frac{130}{100}$	85,800円
9	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{150}{100}$	99,000円
10	令第39条第1項第10号に掲げる者	$\frac{170}{100}$	112,200円
11	令第39条第1項第11号に掲げる者	$\frac{180}{100}$	118,800円

12	令第39条第1項第12号に掲げる者	$\frac{190}{100}$	125,400円
13	令第39条第1項第13号に掲げる者	$\frac{220}{100}$	145,200円
14	令第39条第1項第13号に掲げる者	$\frac{250}{100}$	165,000円
15	令第39条第1項第13号に掲げる者	$\frac{280}{100}$	184,800円
16	令第39条第1項第14号に掲げる者	$\frac{300}{100}$	198,000円

第4条第3項各号列記以外の部分中「第39条第1項第6号イ、7号イ、8号イ又は第9号イ」を「第39条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第5号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第10号イ」に、「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同項第6号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第11号イ」に、「5,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同項第7号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第12号イ」に、「7,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同項第8号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第13号イ」に改め、同項第9号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第13号イ」に改め、同項第10号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第13号イ」に改め、同条第4項中「 $\frac{45}{100}$ 」を「 $\frac{41}{100}$ 」に、「 $\frac{25}{100}$ 」を「 $\frac{24}{100}$ 」に、「29,700円」を「27,060円」に、「16,500円」を「15,840円」に、「 $\frac{62.5}{100}$ 」を「 $\frac{57}{100}$ 」に、「 $\frac{37.5}{100}$ 」を「 $\frac{37}{100}$ 」に、「41,256円」を「37,620円」に、「24,756円」を「24,420円」に、「 $\frac{65}{100}$ 」を「 $\frac{60.5}{100}$ 」に、「42,900円」を「39,930円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。